

第10号議案

滋賀県社会教育委員の解嘱および委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条および滋賀県社会教育委員条例（平成25年滋賀県条例第104号）の規定に基づき、滋賀県社会教育委員を次のとおり解嘱および委嘱する。

令和元年5月14日

滋賀県教育委員会

(1) 今回解嘱する者

委員の区分	氏名	旧所属	職名
学識経験者	<small>たけがま しんいち</small> 嶽釜 信一	大阪ガス株式会社	滋賀地区副支配人

(2) 新たに委嘱する者

委員の区分	氏名	所属	職名
学識経験者	<small>なかむら さとし</small> 中村 哲	大阪ガス株式会社	滋賀地区副支配人

新旧対照表 滋賀県社会教育委員 名簿

平成30年7月2日～令和2年7月1日

区分	委員名等 (令和元年5月14日現在)				今回委嘱する委員 (任期 令和元年5月15日～令和2年7月1日)			
	氏名	性別	所属等	備考	氏名	性別	所属等	備考
学校教育	くぼかわ まさこ 久保川 雅子	女	多賀町立多賀小学校長 (滋賀県小学校長会より推薦)	任命				
	きたわき やすひさ 北脇 泰久	男	野洲市立野洲北中学校長 (滋賀県中学校長会より推薦)	任命				
社会教育	いたくら まさなお 板倉 正直	男	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長 (滋賀県社会教育委員連絡協議会より推薦)	委嘱				
	まつうら ようこ 松浦 洋子	女	滋賀県PTA連絡協議会顧問 (滋賀県PTA連絡協議会より推薦)	委嘱				
	(分割線)							
	ちやや えりか 茶谷 えりか	女	滋賀県公共図書館協議会常任理事 愛荘町立図書館長 (滋賀県公共図書館協議会より推薦)	委嘱				
家庭教育	かみむら あやこ 上村 文子	女	滋賀県スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー、社会福祉士	委嘱				
	あだちみのり 安達 みのり	女	子育てサークル 「CHEERS STATION」代表	委嘱				
学識経験者	よこやま こうじ 横山 幸司	男	滋賀大学 社会連携研究センター教授	委嘱				
	(分割線)							
	きたわき やすひさ 北脇 泰久 (再掲)	男	財団法人滋賀県人権教育研究会会長 (滋賀県人権教育研究会より推薦)	任命				
	たけがま しんいち 嶽釜 信一	男	大阪ガス株式会社滋賀地区副支配人	委嘱	なかむら さとし 中村 哲	男	大阪ガス株式会社滋賀地区副支配人	委嘱
(分割線)								
公募	なりた かずよ 成田 賀寿代	女	公募委員	委嘱				
	わした しんすけ 鷺田 新介	男	公募委員	委嘱				
合計11名(男性5人・女性6名 (55%))					合計11名(男性5人・女性6名 (55%))			

滋賀県社会教育委員の解嘱および委嘱について

1 社会教育委員について

社会教育委員は、社会教育法第15条および滋賀県社会教育委員条例第1条に基づき設置される県の附属機関であり、社会教育法17条に基づき、本県の社会教育に関し、諸計画を立案したり、意見を述べることを職務とする。

2 委員の構成

学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者 総数 11 名

3 今期の会議について

- ・テーマ「全ての教育の出発点である家庭教育に期待される役割について～子どもたちの『学ぶ力』を育むために～」
- ・任期：平成30年7月2日～令和2年7月1日
- ・審議状況：第1回 平成30年7月12日（木）
第2回 平成30年11月29日（木）
第3回 平成31年3月15日（金）

4 解嘱および委嘱する委員

- ・議案書のとおり
- ・滋賀県家庭教育協力企業協定制度への登録や社内の子育て環境づくり、子どもの体験活動の推進を行っている企業（大阪ガス株式会社）の担当者の人事異動に伴う委員の解嘱および委嘱。

5 新委員の任期

令和元年5月15日から令和2年7月1日まで

6 今後の予定

令和元年6月6日 第4回社会教育委員会議
(審議テーマにかかる討議、「提言骨子(案)」について)
7月頃 第5回社会教育委員会議（「提言骨子(案)」について）
2年1月頃 第6回社会教育委員会議（「提言(案)」について）

◇社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）（一部抜粋）

第 4 章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

◇滋賀県社会教育委員条例（平成 25 年滋賀県条例第 104 号）

滋賀県社会教育委員の定数、任期等に関する条例（昭和 24 年滋賀県条例第 58 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数等）

第 2 条 委員の定数は、20 人以内とする。

2 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。